

山梨県公報

第二千四百九十一号

平成二十七年

三月九日

月 曜 日

目次

告示

- 換地計画の決定……………一三五
- 県営土地改良事業計画の決定(五件)……………一三五
- 道路の供用開始……………一三六
- 農用地利用配分計画の認可の申請……………一三七
- 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………一三九
- 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則……………一三九
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………一四〇

告示

山梨県告示第五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(白根中央地区有野第2工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十七年三月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年三月十日から同年四月六日まで

三 縦覧場所

南アルプス市役所

四 異議申立期間

平成二十七年四月七日から同年四月二十一日まで

山梨県告示第五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(豊富北部地区 経営体育成基盤整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十七年三月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年三月十日から同年四月六日まで

三 縦覧場所

中央市役所

四 異議申立期間

平成二十七年四月七日から同年四月二十一日まで

山梨県告示第六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(寺所地区 経営体育成基盤整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十七年三月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

- 三 縦覧場所
北杜市役所
- 四 異議申立期間
平成二十七年四月七日から同年四月二十一日まで

山梨県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（中山地区 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができない。

- 平成二十七年三月九日
山梨県知事 後藤 斎
- 一 縦覧書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十七年三月十日から同年四月六日まで
- 三 縦覧場所
北杜市役所
- 四 異議申立期間
平成二十七年四月七日から同年四月二十一日まで

山梨県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（穴山新田堰地区 農業用河川工作物等応急対策事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができない。

- 平成二十七年三月九日
山梨県知事 後藤 斎
- 一 縦覧書類
県営土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧期間
平成二十七年三月十日から同年四月六日まで
- 三 縦覧場所
韮崎市役所
- 四 異議申立期間
平成二十七年四月七日から同年四月二十一日まで

山梨県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（双葉北部地区 中山間地域総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができない。

- 平成二十七年三月九日
山梨県知事 後藤 斎
- 一 縦覧書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十七年三月十日から同年四月六日まで
- 三 縦覧場所
甲斐市役所
- 四 異議申立期間
平成二十七年四月七日から同年四月二十一日まで

山梨県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年三月三十日まで一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月九日
山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日

県道	石和温泉停車場松本線	笛吹市石和町松本字村前一五番の二地先から	六二・〇
		笛吹市石和町松本字村前九七番の二地先まで	平成二十七年三月十日

公 告

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年三月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所 在	面積（平方メートル）
堀内 治	富士吉田市	富士吉田市上吉田字久根ノ内九十番	二、七六七
富士山の銘品株式会社	富士吉田市	南都留郡鳴沢村字的場一番三外十一筆	五、一五六
佐藤 秀次	都留市	都留市大原字大原百三十六番一外三筆	四、九三八
林 一姫	山梨市	山梨市市川字神ノ木二百十八番	一、三六六

株式会社ビイチ専科ヤマシタ	山梨市	山梨市正徳寺字今川六百九十三番二外一筆	一、八九三
桐原 一夫	山梨市	山梨市三ヶ所字榎田百六十五番一外三筆	三、五一四
前田 佳代美	山梨市	山梨市下石森字井ノ尻二百五十三番一外二筆	一、四七五
小野 新一	山梨市	山梨市下石森字屋敷添千七百七十七番一外五筆	三、一二二
久保田 英雄	山梨市	山梨市牧丘町隼字笹窪千九十三番三外一筆	五、八七〇
遠山 富彦	山梨市	山梨市江曾原字角久保九百九十七番一	一、二二四
有限会社菅農塾マルニ	山梨市	管吹市一宮町千米寺字山道添八百八十一番一外一筆	一、五〇六
塚原 雅樹	南アルプス市	南アルプス市下今諏訪字金丸三百二十五番一外一筆	一、〇九一
有限会社梶原農場	北杜市	中央市浅利字熊之原三千六百八十番	一、六四〇
本間 有喜	甲斐市	斐崎市穴山町字重久五千八百四十五番一外二十六筆	一四、九四七・二九
株式会社あぐりトップ	管吹市	北杜市大泉町谷戸字五里畑五千二百三十一番	二、二四九
株式会社丸章ファーム	管吹市	管吹市御坂町上黒駒字神ノ木千二十一番外一筆	一、九二一

カルタロツ	スズラン酒造工業有限会社	御崎 昭男	石井 貴広	荻野 宝	依田 謙太郎	齊藤 益雄	奥山 信男	農業生産法人葡萄専心株式会社	前島 敏彦	埴原 義雄	橘田 芳彦
笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市
南都留郡鳴沢村字家上川原	中央市大鳥居字栲田二千二百二番外七筆	笛吹市御坂町大野寺字向田九百四十一番一	笛吹市御坂町大野寺字横田五百四十七番外一筆	笛吹市御坂町大野寺字横田四百八十七番一	笛吹市一宮町塩田字道者街道五百七十番二外一筆	笛吹市八代町米倉字御所七百三十四番一外一筆	笛吹市八代町米倉字金山千七百五十八番外七筆	笛吹市八代町南字風池千七百六十一番外三筆	笛吹市一宮町土塚字西腰巻四十九番外四筆	笛吹市御坂町井之上字天神前千八番一	笛吹市御坂町八千蔵字赤根四百四番
二二、二九七	六、六四六	七七三	一、九六一	六二五	三三四	一、一七五	二、三六〇	一、一四九	二、七五九・九八	八八六	三六四

株式会社桑	池川 雄二	丹沢 正彦	森 聡	樋泉 卓	清地 啓治	内藤 義人	田中 久忠	有限会社ぶどうばたけ	片切 寛	清水 喜久夫	ト株式会社
西八代郡市川三郷町	西八代郡市川三郷町	西八代郡市川三郷町	西八代郡市川三郷町	中央市	中央市	中央市	中央市	甲州市	甲州市	甲州市	二番八外四十一筆
西八代郡市川三郷町市川大	西八代郡市川三郷町上野字籠鼻九百三十八番一外十筆	西八代郡市川三郷町上野字矢作千七百六十七番	西八代郡市川三郷町山保字枳久保八千六百四十五番一外五筆	中央市布施字道下四千二十三番一外一筆	中央市大鳥居字久保田五千八百六十一番一外二筆	中央市馬籠字天神九百九十番	中央市大鳥居字山平四千二百三十五番外三筆	甲州市勝沼町上岩崎字弘前八百七十六番	甲州市塩山熊野字摩王千三百五十二番一外二筆	甲州市塩山牛奥字反田千九百八十三番外一筆	九六七
八、七七二	六、八八九	一、九五九	六、三三一	二、〇六九	二、五六四	二、四一七	二、一九三	一、六四一	一、三九三	四、四九二	

郷	郷町	門字上原四千五百六十九番 一外十四筆	
ふじかわ農業協同組合	南巨摩郡富士川町	南巨摩郡南部町中野字東町裏二千二百七十三番二外十七筆	九、二二六
サミット株式会社	東京都杉並区	北都留郡丹波山村字起成畑六百四十四番外二筆	一、一六四
峯尾 正和	東京都八王子市	中央市成島字二又九百六番外十三筆	一一、六二九
川上 秀実	長野県南佐久郡川上村	葦崎市穴山町字重久六千五百三十四番三外三筆	五、一一六

二 縦覧の場所等
(詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。)

1 場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政振興課

2 期間

この公告の日から平成二十七年三月二十三日までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日

3 時間

午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

三 意見書の提出先等

1 提出先

二の1に掲げる場所

2 記載事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (二) 利害関係の内容
- (三) 意見

3 提出期限

平成二十七年三月二十三日

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月九日

山梨県教育委員会

委員長 石 川 洋 司

産業教育手当支給に関する規則

産業教育手当支給に関する規則(昭和三十四年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百分の六」を「百分の七」に改め、同条第二項を削る。

附則に次の一項を加える。

4 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年山梨県条例第八十六号) 附則第五条の規定による給料を支給される教育職員に関する第二条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年山梨県条例第八十六号) 附則第五条の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第一号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月九日

山梨県人事委員会

委員長 石 川 善 一

単身赴任手当に関する規則

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(平成二年山梨県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「一万二千元」を「一万三千元」に改め、同項第三号中「一万八千元」を「二万円」に改め、同項第四号中「二万四千元」を「二万六千元」に改め、同項第五号中「三万円」を「三万三千元」に改め、同項第六号中「三万五千元」を「三万八千元」に改め、同項第七号中「四万円」を「四万三千元」に改め、同項第八号中「以上」を「以上二キロメートル未満」に、「四万五千元」を「四万八千元」に改め、同項に次の二号を加える。

九 二キロメートル以上二千五百キロメートル未満 五万三千元

十 二千五百キロメートル以上 五万八千元

第五条第二項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定による採用（同法第二十八条の二第一項の規定により退職した日（同法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二条第一項の規定により派遣された職員が職務に復帰したこと。

ハ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用されたこと。

第五条第二項第七号中「復帰等」を「事由発生」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（平成三十年三月三十一日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）

2 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年山梨県条例第八十五号）附則第七条の規定により読み替えられた山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）第

十六条第二項、山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年山梨県条例第八十六号）附則第七条の規定により読み替えられた山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）第十四条の二第二項及び山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年山梨県条例第八十七号）附則第七条の規定により読み替えられた山梨県警察職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十三号）第十七条第二項に規定する三万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、二万六千元とする。

（住居手当に関する規則の一部改正）

3 住居手当に関する規則（昭和四十九年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「該当する職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）」を加える。

山梨県人事委員会規則第二号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月九日

山梨県人事委員会

委員長 石 川 善 一

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「百分の九十八・五以上百分の百五十以下」を「百分の九十三以上百分の百五十以下」に、「百分の百二十四・五以上百分の百九十以下」を「百分の百十九以上百分の百九十以下」に改め、同項第二号中「百分の八十九以上百分の九十八・五未満」を「百分の八十二・五以上百分の九十三未満」に、「百分の百十二以上百分の百二十四・五未満」を「百分の百五・五以上百分の百十九未満」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の七十九・五」を「百分の七十二」に、「百分の九十九・五」を「百分の九十二」に改める。

第十三条の二第一項中「百分の三十七・五」を「百分の三十五」に改める。

第十五条中「第二十二條の三第二項前段」を「第二十二條の四第二項前段」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番